

# 事業計画書

「こどもデータの連携実証事業」

令和7年(2025年)5月

つくば市

## 1. 応募者の概要

応募者 茨城県つくば市  
代表者氏名 つくば市長 五十嵐 立青  
担当部署 こども部こども未来センター  
事業責任者 こども未来センター課長 [REDACTED]  
担当者連絡先 電話 029-883-1111(代表)  
メールアドレス [REDACTED]

こども未来センターの組織体制

### ●こども未来係

- (1) 子供の貧困対策の推進に関する事。
- (2) 生活困窮者自立支援法に関する事(学習・生活支援事業に関する事に限る。)
- (3) つくばこどもの青い羽根基金に関する事。
- (4) 課内他の係の主管に属さない事。

### ●子育て相談支援係

- (1) 要保護児童対策地域協議会に関する事。
- (2) こども家庭支援に関する事。
- (3) 子育て短期支援事業に関する事。
- (4) 里親に関する事。
- (5) こども家庭センターの業務に関する事(母子保健に関する事を除く。)
- (6) 助産の実施及び母子保護の実施に関する事。

### ●母子保健係

- (1) 母子健診事業に関する事。
- (2) 母子教育事業に関する事。
- (3) 母子訪問・相談事業に関する事。
- (4) 母子栄養に関する事。
- (5) 不育症治療費助成事業に関する事。
- (6) 養育医療給付事業に関する事。
- (7) こども家庭センターの業務に関する事(母子保健に関する事に限る。)

## 2. 応募に至った背景及び実証事業に係る政策目的

### (1) 計画理由

つくば市においては、2024年4月に、「こども未来課」と「健康増進課の母子保健部門」を統合し「こども未来センター」を開設し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象とした相談支援を行っている。

子どもの貧困や虐待などの社会的課題に対して、関係部署や関係機関等が連携し、総合的に支援を実施しているが、支援が必要な子どものリスクが潜在化し、見えづらくなっている。今後は、こうした連携を活用しながら、支援が必要な子どもや家庭のニーズに応じて適切な支援につなぐなど、誰一人取り残さない支援の仕組みを構築する必要がある。

つくば市では現在、支援・見守りが必要な児童生徒を抽出する「データベースみまもり」を Excel とファイルメーカーで管理しているが、データ量の制限や操作の煩雑さにより、その活用方法は制限されてしまっている。システム化により、経年変化を可視化したり、ケース管理上必要な機能を搭載したりし、利便性を向上させる必要がある。

### (2) 本実証で解決すべき課題

#### ア 支援が必要な子どもの増加

家庭児童相談件数・虐待件数が全国的に増加傾向にある。2023年度中に全国の児童相談所が児童虐待の相談として対応した件数は22万5,509件で、前年度から10,666件(+5%)増え、過去最多を更新している。つくば市でも家庭児童相談件数、虐待相談件数ともに年々増加している。

年度	H31	R2	R3	R4	R5	R6
家庭児童相談件数	5,773	8,479	9,944	12,232	12,550	15,197
虐待相談件数	221	223	254	323	481	619

図表1 つくば市管内の児童相談件数・虐待相談件数

また、2021年の子どもの相対的貧困率は11.5%であり、2018年の前回調査から2.5ポイント改善しているものの、子どもの約9人に1人が貧困状態にあり、依然として高い数値で推移している。

潜在的なリスクを早期に発見し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげ、貧困・虐待・不適切な養育等の様々な困難から子どもを守る必要がある。

#### イ つくば市が抱えている課題

つくば市では毎年人口増加を続けており、特につくばエクスプレス沿線の若年層や子育て世代の人口は顕著に増加している。子どもに対する支援が必要なケースは、貧困・虐待・ヤングケアラー・不登校・いじめなど多岐にわたり、その要因も複雑に絡み合っている。また、子どもの親に関しても、貧困や社会的不安・社会からの孤立、育児能力不足などさまざまなケースが考えられる。現在抱えているつくば市の課題を整理し、困難の類型にかかわらず、困難を抱える子どもたちに対して支援につなげるためのシステ

ムを構築する必要がある。

- ・ **職員のアセスメント平準化**

「こども未来センター」で子どもの支援に携わる子ども家庭支援員は、異なるバックグラウンドを持っており、支援経験歴も様々である。アセスメント（支援の判断等）に当たっては、現場担当者の経験や知識が必要となるため、経験による判断に差が生じないように、判断基準の平準化が必要である。

- ・ **データ整備から支援への活用の円滑化**

情報の分散管理と手作業でのデータ収集・名寄せ作業、さらに人口増に伴うデータ件数の増加により、年度初めから作業を開始しても、学校への情報提供は秋ごろ、支援開始は緊急案件を除き年明け以降になってしまう。必要なときに速やかに活用できる分野横断的な情報連携の仕組みが必要である。

- ・ **複雑な要因に対応できるデータ項目の整理**

職員の経験のみに基づいた指標ではなく、「こどもデータ連携ガイドライン」や他市町村の事例を参考に、困難を抱え支援を必要としている蓋然性が高いと推測できるデータ項目を整理し、ロジックに基づいたリスク判定を行うことで、困難を抱える子どもを誰一人取り残さず発見できる仕組みをつくる必要がある。

### 3. 実施体制

住民記録をはじめ、医療費助成、障害者情報、健康管理などの市長部局のデータ、学校で利用している校務支援系の教育部局のデータを収集し、分析・加工を実施する。また、児童相談所や市への通報・相談は、すでに顕在化してしまった課題であるが、統計解析の為に教師データとするとともに、問題がエスカレートする前に改善を試みるための情報として利用を予定している。

主体	組織の名称		主な役割
統括管理	こども部	こども未来センター	事業全体管理
保有 ・管理	市民部	市民窓口課	提供可能データの選定 と、データの抽出～提供
	福祉部	社会福祉課、障害福祉課	
	こども部	幼児保育課、こども政策課、こども未来センター	
	保健部	介護保険課、健康増進課、国民健康保険課、医療年金課	
	教育局	各学校、学務課、健康教育課、教育相談センター	
活用	こども部	こども未来センター	支援対象の抽出および方針の決定
分析	こども部	こども未来センター	データ分析、支援対象の選定と抽出
統括管理主体支援	政策イノベーション部	デジタル政策課	データ活用に関する統括管理主体の支援
		情報システム課	情報セキュリティに関する統括管理主体の支援

図表 2 組織の役割と実施体制

## (2) 参画事業者等の体制

主体	組織の名称	主な役割
代表参画事業者	Gcom ホールディングス（株）	データ加工、システム開発と運用、分析支援
外部有識者	子どもの貧困問題に関する有識者 認定 NPO 法人 Learning for All 代表理事 李 炯植 氏	実証事業の評価・助言
	個人情報に関する有識者 慶応義塾大学医学部特任准教授 藤田 卓仙 氏	
	データ分析に関する有識者 調整中	
住民情報システム	（株）茨城計算センター	データ抽出及びコード表等の提供
児童相談システム	（株）茨城計算センター	データ抽出及びコード表等の提供
生活保護システム	北日本コンピューターサービス （株）	データ抽出及びコード表等の提供
校務支援システム	（株）EDUCOM	データ抽出及びコード表等の提供

図表 3 参画事業者等の体制

## 4. 利用するデータ項目

市の相談窓口や児童相談所に相談・通告があった場合、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」で情報交換や協議を実施しており、要対協に提供する情報に準じた項目や、こども家庭庁が取りまとめた「こどもデータ連携ガイドライン令和7年3月」等を踏まえ、データ項目を整理する。以下は、実証事業で収集するデータ一覧である。

令和7年3月版基本データ連携項目 ▼

No.	連携システム・データ	項目
1	<b>住民記録システム（住基情報等）【市民窓口課】</b> 子どもが居る世帯のみとすることも検討したが、情報を限定することで、同居はしているが世帯分離している祖父母や、世帯を別としているパートナーの存在に気付かずに、必要な支援を届けることができなくなる可能性がある。よって市内在住の全ての住民を対象とする。	
2	<b>国民健康保険【国民健康保険課】</b> 国保の得喪履歴から離職日や入社日などを想定。得喪の繰り返しと、他業務の情報と重ね合わせる事で、経済的困難、社会的孤立、養育力不足などの課題が見えてくる可能性がある。	
3	<b>介護保険（被保険者情報、要介護認定情報、給付実績情報）【介護保険課】</b> 世帯又は同住所に介護認定や給付の実績がある場合、i-check や欠席などの情報と重ね合わせる事で、ヤングケアラーなどの課題が見えてくる可能性がある。	
4	<b>学齢簿編集（児童生徒の情報）【学務課】</b> 小中学生のデータベースの基礎とする。校区外就学や、転校の有無・頻度などを確認する。	
5	<b>就学援助（決定情報）【学務課】</b> 経済的困難、社会的孤立、養育力不足等の課題を抱えている可能性を確認する。未申請者で要件に該当する者は、プッシュ型・アウトリーチ型アプローチの実施が可能となる。	
6	<b>児童生徒基本情報 校務支援【学び推進課】</b> 小中学生のデータベースの基礎とする。通学中の学校や学年を把握する。	
7	<b>個人別出欠情報 校務支援【学び推進課】</b> 文部科学省の不登校の基準は年間30日以上欠席とされている。欠席日数だけでなく、遅刻や早退の頻度やパターンも確認できれば、支援のきっかけにもなり得る可能性がある。	○
8	<b>歯科検診結果 校務支援【学び推進課】</b> 学校での歯科検診は、歯や口腔の疾病及び異常の有無を把握するため実施している。虫歯の治療ができていない、歯磨きの習慣が無いなど、貧困や親の養育力不足など、子どもの健康以外の課題も把握することができる。	

No.	連携システム（データ）	項目
9	<b>保健室来室記録 校務支援【学び推進課】</b> 子どもの心身の健康問題は、いじめや不登校、貧困などの問題が関わっている事がある。急激な社会環境や生活様式の変化にともない、子どもの精神的不安のアラームが保健室で発信されている可能性がある。	
10	<b>学校健診 校務支援【学び推進課】</b> 学校での健診結果は、健康管理や健康教育に取り組む上で最も重要なデータである。継続して管理していくことで、子どもを取り巻く負の影響を顕在化できる可能性がある。	
11	<b>i-check【学び推進課】</b> i-check とは、児童の個性やあり様を理解するためのアンケートであり、子どもの本心の手がかりとなる情報である。つくば市では、4～9年生を対象に年1回実施している。	○
12	<b>学力診断のためのテスト【学校】</b> 茨城県教育委員会が実施する全県的なテスト。児童生徒の学力の実態を把握できる。当事業では、単に成績によって判断する事をせず、他の情報と重ね合わせる事で、児童の貧困やヤングケアラーである事が要因の一つであれば、それを取り除く支援等ができると思う。	
13	<b>SSW サポート記録【教育相談センター】</b> 問題を抱えた子どもと接する SSW の記録を他の収集した情報を重ね合わせ、総合的に判断する事で、支援の方向性を見極める事ができる。	
14	<b>給食費滞納状況【健康教育課】</b> 滞納者は、その背景として経済的困難、社会的孤立、養育力不足などの可能性が考えられる。	
15	<b>体力テスト【健康教育課】</b> 子どもの体力テストの結果を継続的に把握することで、体力・生活状況等の変化等が把握でき、子どもの人的資本を高めることができる。いじめや虐待、不登校のきっかけが、「身体の不調」に起因する場合がある。	
16	<b>児童手当【こども政策課】</b> 家庭内での生計中心者が公務員である場合を除き、100%受給されていることで間違いないと想定されるが、未申請があれば、その背景として、社会的孤立・養育力不足等の可能性が考えられる。	
17	<b>児童扶養手当【こども政策課】</b> 受給要件を満たしているにもかかわらず、未申請である者はその背景として、社会的孤立・養育力不足等の可能性が考えられる。	○

No.	連携システム（データ）	項目
18	<b>医療費助成（ひとり親医療証情報、子ども医療費助成情報）【医療年金課】</b> 100%受給されていることで間違いないと想定されるが、未申請があれば、その背景として、社会的孤立・養育力不足等の可能性が考えられる。	
19	<b>健康管理（予防接種）【健康増進課】</b> 乳幼児の予防接種の未接種状況や、スケジュールに対する遅延の状況などを把握し、子育てへの課題を早期に察知する。	
20	<b>生活保護（決定世帯情報、決定個人情報）【社会福祉課】</b> 経済的困難のみならず、その他の情報と重ね合わせることで、社会的孤立・養育力不足等の課題が見えてくる可能性がある。	
21	<b>障害者福祉（身体障害者手帳情報、療育手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報、補装具費支給情報）【障害福祉課】</b> 虐待に関する子どものリスク要因の一つに障害児が挙げられている。また、世帯又は同住所に、障害者がいる場合、i-check や欠席などの情報と重ね合わせる事で、支援が必要な家庭を把握することができる。	○
22	<b>健康管理（妊娠届出）【こども未来センター】</b> 出産予定日と届出日の期間から妊娠に対するためらいや、その時のパートナーと周りのサポートの有無など、妊娠に関する幸福度などの判断が可能である。母親にも寄り添ったサポートを開始する上で重要な情報である。	○
23	<b>健康管理（出産）【こども未来センター】</b> 出生児の身長体重や出産時のパートナーの存在、また、エジンバラ指数（産後うつ）の情報等を収集する。	○
24	<b>健康管理（乳幼児健診）【こども未来センター】</b> 1か月児健診、1歳6か月児健、3歳児健診、5歳児健診（2026年度開始）及び歯科検診と未受診の情報等で、子どもの成長と親の子どもに対する接し方についての継続した確認が可能。養育力不足や不安を抱えた親に対しては、できるだけ早い段階かつ長期にわたり、見守りを実施する。	○
25	<b>児童相談システム【こども未来センター】</b> 児童相談所や市への通報・相談は、既に顕在化してしまった課題である。統計解析の為に教師データとするとともに、問題がエスカレートする前に改善を試みる。	○

図表 4 利用するデータ項目一覧

## 5. 個人情報の適正な取扱いに関する対応方針

### (1) データ収集における個人情報保護法上の根拠

本実証事業では、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2・3 号で定められた、利用目的以外の目的での利用として整理する。当該条文では、「法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で」かつ「相当の理由があるとき」に利用目的以外の目的での内部利用・外部提供が認められるとされている。なお、住民基本台帳の情報（支援措置対象者情報を除く。）については、住民基本台帳法第 1 条に基づき、利用目的内の内部利用として整理する。

### (2) 法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で

以下こども未来センターの所掌事務（主に太字部分）の遂行に必要な限度でデータを利用する。

こども未来係	<b>1.子供の貧困対策の推進に関すること</b>
	2.生活困窮者自立支援法に関すること(学習・生活支援事業に関することに限る)
	3.つくばこどもの青い羽根基金に関すること
	4.課内他の係の主管に属さないこと
子育て相談支援係	<b>1.要保護児童対策地域協議会に関すること</b>
	<b>2.こども家庭支援に関すること</b>
	3.子育て短期支援事業に関すること
	4.里親に関すること
	<b>5.こども家庭センターの業務に関すること(母子保健に関するものを除く)</b>
	6.助産の実施及び母子保護の実施に関すること
母子保健係	1.母子健診事業に関すること
	2.母子教育事業に関すること
	3.母子訪問・相談事業に関すること
	4.母子栄養に関すること
	5.不育症治療費助成事業に関すること
	6.養育医療給付事業に関すること
	<b>7.こども家庭センターの業務に関すること(母子保健に関することに限る)</b>

図表 5 つくば市行政組織規則第 8 条 所掌事務及び分担事務より抜粋

### (3) 相当の理由があるとき

本実証事業は、子どもや家庭の潜在的な困難を早期に発見し、必要な支援にプッシュ型・アウトリーチ型でつなげるものである。データを連携することにより、人の目では見過ごされがちな支援が必要な子どもや家庭を救うことが可能になる。支援を受けることができるという意味でも本人の利益は大きい。

つくば市における児童虐待件数は年々増加しているが、データ連携により、困難が顕在化する前にリスクを発見し、迅速に状況の改善に取り組むことで、未然に虐待等を防ぎ、子どもの健全な成長に寄与することができる。子どもや家庭からの SOS を

待ち、子どもへの被害が発生してからでは遅い。

子どもの貧困は目に見えにくい。貧困であるという自覚がなかったり、自覚があっても支援を求めなかったり、また、社会的に孤立していて周囲の目が届かなかったりすることがあるためである。また、ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくく、幼い頃から家族をケアすることが当たり前の環境にある場合もあり、子ども自身やその家族がヤングケアラーであるということを認識していないこともある。データ連携により、このような SOS を出せない・出したがらない子ども・家庭へアプローチできる。

虐待や貧困、ヤングケアラーの他にも、いじめや不登校等が重なることで、子どもの抱える困難はさらに複雑化する。分野横断的なデータ連携を通じて、複数のデータから多角的な分析を行い、1つのデータからのみでは発見できない子ども・家庭へ対してもアプローチできる。

- ・ こども基本法第9条に規定されているこども大綱において、下記のとおり分野横断的なデータ連携の重要性がうたわれている。

住民に身近な地方公共団体において、個々のこども・若者や家庭の状況や支援内容等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを、分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、SOSを待つことなく、プッシュ型・アウトリーチ型支援を届けることができる取組を推進する。

参考:こども大綱第4-2-(3)

- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律において、下記のとおり関係機関の連携の重要性がうたわれている。

こどもの貧困の解消に向けた対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

参考: こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第3条第6項

- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づき策定した、つくば市こども未来プランでは、本データベースの構築を実施項目として掲げており、特に第2期プランにおいては、重点的に取り組む必要のある項目として位置付けている。

- ・ 支援が必要な子どもを早期発見することを目的に、1年生から9年生を対象とした子どもの支援に関するデータベースを作成し、アウトリーチ支援・プッシュ型支援が届きやすくするための取組を進めます。
- ・ 支援対象者について、未就学児を含めることを検討します。
- ・ データベースの安定的な運用を目的とし、システム化に取り組み、事業効果の検証や、支援が必要な子どもの経年変化の検証などへの活用について検討します。

参考:つくば市第2期こども未来プラン3-(1)

**(1) 全管理措置****① 組織的安全管理措置**

つくば市情報セキュリティポリシーに基づき、全庁的な安全管理体制をとる。本実証事業に参画する事業者と本市の間においては個人情報の取扱いに係る契約を取り交わすものとし、契約内において取り扱うデータの種類や授受の方法及び廃棄方法等について明確化することで厳密なデータ管理を行う。

また、貧困や虐待等の負の事象は、再発や世代間連鎖があるとされており、子どもを継続的に見守る為にも長期保管が望ましいデータである。しかし、改善・解決している世帯に関してデータを保有し続ける事も、大きな問題があると考えられる。データの利活用に係る倫理的な課題については、弁護士等の有識者を検討メンバーに加えた体制を設置し、本事業において検討する。

**② 人的安全管理措置**

当実証事業で取り扱うデータ（連携されたデータを含む）の管理主体は「こども未来センター」である。連携元データの保有主体は、各業務所管課であり、それらデータを統計解析した結果等の保有主体は、「こども未来センター」である。

開発したシステムの利用を想定している職員は、こども未来センターの職員のみを想定している。データの保有主体を踏まえた保存期間等の管理方法は、国が設定する「こどもデータ連携ガイドライン」と実証事業を通じて今後検討する。

**③ 物理的安全管理措置**

システムによるデータ収集および分析結果を閲覧できるサーバは外部から接続できないマイナンバー系のオンプレ環境に構築する。

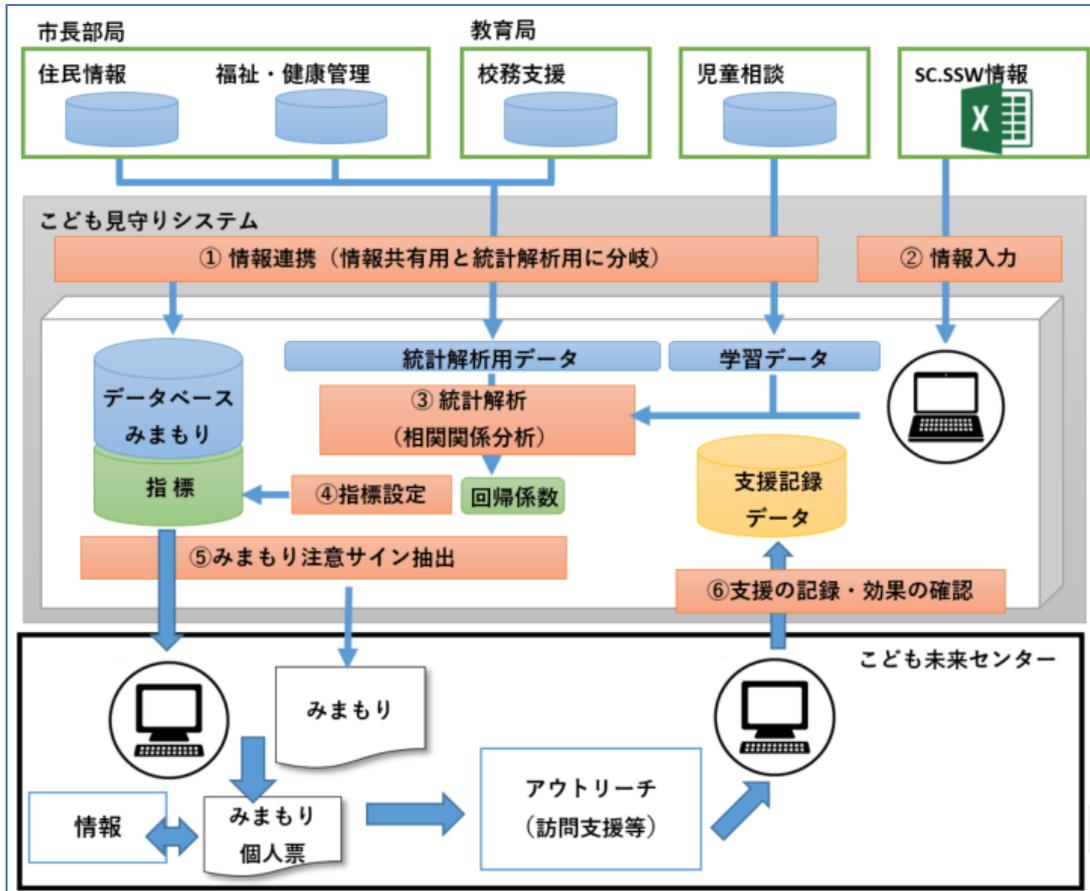
各業務システムからのデータ移行（変換）と連携開発および、収集したデータの統計解析のため、事業者が所有するセキュリティが確保された環境を利用する。作業にあたっては、「個人情報等の取扱業務に関する特記仕様書」での協定締結と、事業者から提出された、物理的にセキュリティ対策を示した「データ移行環境」に基づいて実施される。

**④ 技術的安全管理措置**

本事業専用の環境を準備し、アクセス制限や保守時の入室制限を設けることで情報漏えいや不正利用の防止を図る。また、収集した情報の閲覧については、こども未来センター担当職員のみ ID とパスワードを付与し、それ以外の職員及び市外部の第三者の閲覧はできないこととする。

6. 実証事業におけるこどもデータ連携の仕組み（図）

各業務システムのデータは、中継サーバを経由し「こども見守りシステム」に集約する。その情報を人の目による支援判断と、システムによる支援候補の抽出に利用する。

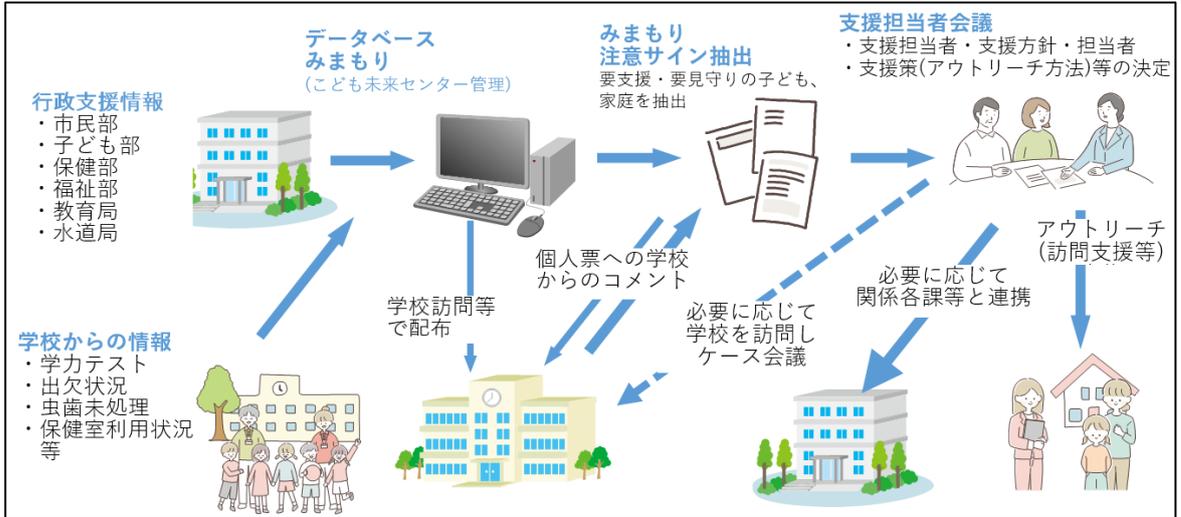


図表 6 データ連携のフロー図

- ① 住民情報等の基幹系、健康管理・福祉、校務支援等の情報と、児童相談で受付けた支援中の情報（終結データは除く）を情報連携により収集する。収集した情報は、人の目による支援の必要性を判断するために、情報共有データとして格納する。
- ② SC,SSW が記録しているシステム化されていない情報は、入力画面から随時入力する。
- ③ 仮名化等の加工したデータと児童相談情報を統計解析処理（相関関係分析）し、分析対象項目毎に、回帰係数を算出する。
- ④ 統計解析で算出した回帰係数を支援の必要度を判定するための指標データとして情報共有データに取り込む。
- ⑤ 指標データを元に、支援の必要性を分析・抽出し一覧表に出力する。それを元に情報収集や確認を行い、有識者の意見等を踏まえ支援の内容や方向性を決定し、支援を実施する。
- ⑥ 支援の内容や結果を記録し、継続した効果の確認や分析～支援までの見直し等を実施する。

7. 人の目による確認や支援方策の検討の在り方（業務フローや会議体等）

支援への接続の流れは下記の図のとおり実施することを想定している。本実証の取組においては、データ連携により、支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭を抽出するが、データによる判定のみを根拠に、困難を抱えていると断定することのないよう、人の目による確認を行う。必要に応じて関係各課等と連携し、検討した支援方策に基づき、支援や見守りを実施した後は、支援の進捗状況や効果等を記録し、必要に応じて支援方策の再検討を実施する。



図表 7 支援の業務フロー図

8. 想定される具体的な支援・見守りの手法やそれを担う関係機関等の名称

システムを活用した具体的な支援内容やそれを担う関係機関等は以下のとおり。

類型	主な関係機関等	想定される支援内容
虐待	こども未来センター 保育施設・学校 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの状況確認や家庭情報の収集を行い、見守りを行う。</li> <li>保護者へのアプローチ、子育ての助言等を行う。</li> <li>既に発生している虐待に対しては、子どもの一時保護を行う。</li> </ul>
貧困	こども未来センター 社会福祉課 こども政策課 医療年金課 学務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者へのアプローチ、家庭情報の収集を行い、助言等を行う。</li> <li>各種制度（生活保護、児童扶養手当、就学援助等）の利用がない場合は、利用を促す。</li> </ul>
不登校	こども未来センター 学び推進課 教育相談センター 学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者へのアプローチ、子どもの状況確認や助言を行う。</li> <li>不登校の傾向にある子どもに対し、指導や支援、相談を行う。</li> <li>不登校に関する支援制度の利用がない場合は、利用を促す。</li> </ul>

類型	主な関係機関等	想定される支援内容
ヤングケアラー	こども未来センター こども政策課 学び推進課 学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者及び子どもへアプローチ、家庭状況を確認し、子育てや生活に関する助言を行い、学校と連携した支援を行う。</li> <li>・各種制度の利用がない場合は、利用を促す。</li> </ul>
産後うつ	こども未来センター 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師による聞き取りを実施し、助言や相談を行う。</li> <li>・各種制度の利用がない場合は、利用を促す。</li> </ul>

図表 8 支援内容および関係機関

## 9. 事業効果の評価・分析方針

当実証事業における効果の評価、分析については、以下を想定

- ① 支援を実施した件数  
データを活用してリスクや支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭のうち、実際に、関係機関等と連携し支援を実施した件数を確認する。
- ② 抽出方法の評価  
リスクや支援の必要性が高いと思われる子どもや家庭の抽出結果と、実際に何らかの支援や見守りなどの対応が必要と判断した家庭を比較することで、抽出手法の精度を評価する。
- ③ データ項目と困難類型との関連性  
何らかの支援や見守りなどの対応が必要と判断した家庭に対する支援内容（経済支援、保育・教育支援など）と、支援内容を決定するために参照したデータ項目を把握することで利用したデータ項目と困難類型の関連性を分析する。
- ④ 人の目による確認や支援方策の検討  
人の目による確認や支援方策の検討を実施した上で、ヒアリングを通して改善すべき箇所の有無、改善内容を確認することで評価する。

10. 事業の実施スケジュール

No.	工程	2025年 (月)												2026年 (月)					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
1	収集データの整備 (準備作業)																		
2	利用目的の特定,個人情報の整理																		
3	こどもデータ連携構築、連携の実施																		
4	紙データの電子化																		
5	データの名寄せ																		
6	統計解析処理																		
7	スクリーニング (システム)																		
8	支援の方針検討 (人の目)																		
9	見守り・支援システム開発																		
10	見守り・支援への接続開始																		
11	成果の取りまとめ																		

図表 9 事業スケジュール

1. 現在収集しているデータ及びこども家庭庁がガイドラインで示した収集データを参考に収集するデータ（案）を選定する。
2. 収集するデータの利用目的を特定し、取り扱いが可能な範囲等を決定する。  
また、十分配慮が必要な機微情報は個人情報保護の観点との整合性を考慮し、実証事業後の本運用でも利用するか判断する。
3. 既存システムのデータ抽出や、現行レイアウトで抽出可能なデータを取集し、「初回移行」を実施する。また、基幹系システムは標準化が予定されているため、基本データリストでの連携に切り替えるタイミングで自動連携等を構築する。
4. 紙データに有用な情報がある場合は、電子化を実施する。
5. データを集約する。また、宛名番号を保持していないデータに関しては氏名・生年月日・性別等で、同定作業を実施する。
6. 事業者がデータを加工し統計解析を実施する。  
こども未来センターは解析結果をもとに支援候補者の抽出のための指標を決定する。
7. 解析で作成した指標をもとに支援候補者を抽出（スクリーニング）する。
8. 抽出結果を人の目で確認し、支援や見守り等の必要性および適切な方策を検討する。
9. 見守り・支援システムを事業者が開発する。  
市は運用を想定したレビューを実施する。
10. システムを利用開始する。
11. 1～8の取り組みを評価し報告書を作成。データ利用・運用方法を確定し、実運用でのデータ運用を確立。また随時、連携データの追加や除外を実施する。

## 11. 実証事業に必要な経費等

No.	費用項目	費用概算	備考 (税抜き)
1	プロジェクト管理・報告書作成、雑費	9,800,000	プロジェクト管理、有識者の意見収集、報告書等作成、交通費等
2	データ移行費	7,800,000	データ編集、利用項目の選定・加工等
3	データ連携開発	4,800,000	データ連携システムの開発
4	データ編集	3,200,000	同一人物名寄作業、統計解析の為の匿名化、仮名化等作業
5	データ分析	7,600,000	データ分析、指標の設定、解析処理スクリーニング作業、解析用ソフトウェア費用等
6	運用環境構築	2,880,000	運用サーバー環境構築費用 つくば市機能の開発
7	ミドルウェア費用	1,150,000	データ移行ツール (DataMagic) ローコード開発(Filemaker)
8	運用費	1,500,000	2026年1月～2026年3月
	合計	38,730,000	—
	合計 (税込み)	42,603,000	—

図表 10 実証事業経費一覧

## 12. 実証事業で発生、取得した財産等の帰属先

参画事業者が著作権を有している製品およびサービスなどについては事業者に帰属する。本事業の要求により、あらたに作成したドキュメントや有識者等から提案のあった新たな知見などについては、個別の表記が無い限り、原則、国および自治体に帰属するものとする予定。

## 13. さいごに

2027年度に向けた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で、こども家庭庁のロードマップには、①こどもデータ連携の取組、②こどもや家庭に寄り添った相談業務のDXの促進、③必要な情報を最適に届ける仕組みの構築などの施策が計画されている。つくば市においても、上記の施策を実現するための活動を継続していく予定である。